

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年4月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 541,253	千円 160,664,508	千円 7,032,406	千円 37,298,796	% 23.2	% 24.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				人当たり 給与費B/A	(参考)特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 3,482	千円 14,068,918	千円 5,043,847	千円 5,677,947	千円 24,790,712	千円 7,120	千円 6,924

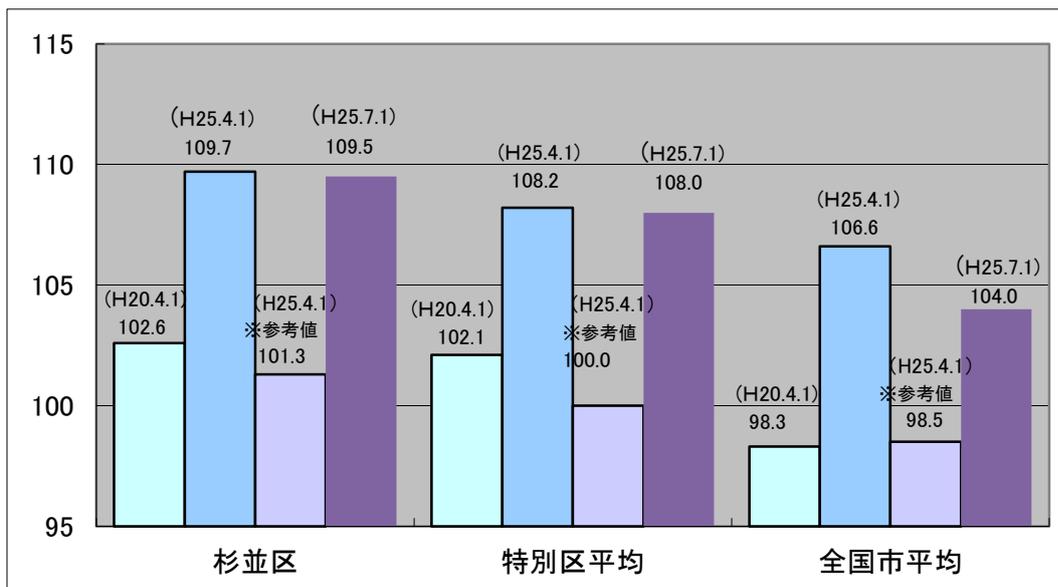
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	実施せず。 【理由】地方公務員の給与は、それぞれの自治体が自主的に決めるものであり、特別区はこれまで、総人件費削減などの行財政改革に、極めて熱心に取り組んできており、今後も人事給与制度を不断に見直し、行財政改革に精力的に取り組んでいく考えである。
-------------------	--

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 406,788	円 407,376	△ 588円 (△ 0.14%)	% △ 0.14	% △ 0.14	% 改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.97	月 3.95	月 0.02	月 -	月 3.95	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	43.5歳	333,378円	481,230円	419,350円
東京都	41.9歳	329,002円	458,619円	406,474円
国	43.1歳	332,446円	-	405,463円
特別区	42.5歳	325,508円	445,802円	403,409円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
杉並区	48.0歳	457人	306,582円	406,297円	382,106円	-	-	-	-
うち清掃職員	45.6歳	220人	309,270円	424,201円	390,597円	廃棄物処理業 従業員	44.6歳	290,600円	1.46
うち学校給食員	50.7歳	66人	309,523円	392,303円	382,341円	調理士	40.2歳	286,000円	1.37
うち守衛	53.8歳	19人	339,658円	469,036円	421,099円	守衛	58.7歳	260,700円	1.80
うち用務員	50.6歳	82人	303,352円	379,713円	371,218円	用務員	53.7歳	202,700円	1.87
うちその他	49.5歳	89人	303,244円	396,912円	370,975円	-	-	-	-
東京都	47.4歳	1,619人	302,576円	406,213円	370,474円	-	-	-	-
国	49.9歳	3,272人	286,850円	-	325,400円	-	-	-	-
特別区	49.0歳	365人	305,850円	412,238円	379,788円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年 収 ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	6,659,090 円	3,989,200 円	1.69
うち学校給食員	6,249,531 円	3,762,300 円	1.64
うち守衛	7,383,615 円	4,341,300 円	1.77
うち用務員	6,036,351 円	2,861,400 円	2.08
うちその他	6,247,541 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 22～24 年の 3 ヶ年平均)調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均となっている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	32.0 歳	286,212 円	365,118 円
東京都	41.2 歳	350,213 円	445,556 円
特別区平均	38.8 歳	332,838 円	436,075 円

(注)1 「平均給料月額」とは、25 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたものである)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(25 年 4 月 1 日現在)

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	(172,200)円
	高校卒	143,000円	142,700円	(140,100)円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	—
教育職	大学卒	195,600円	195,600円	—

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25 年 4 月 1 日現在)

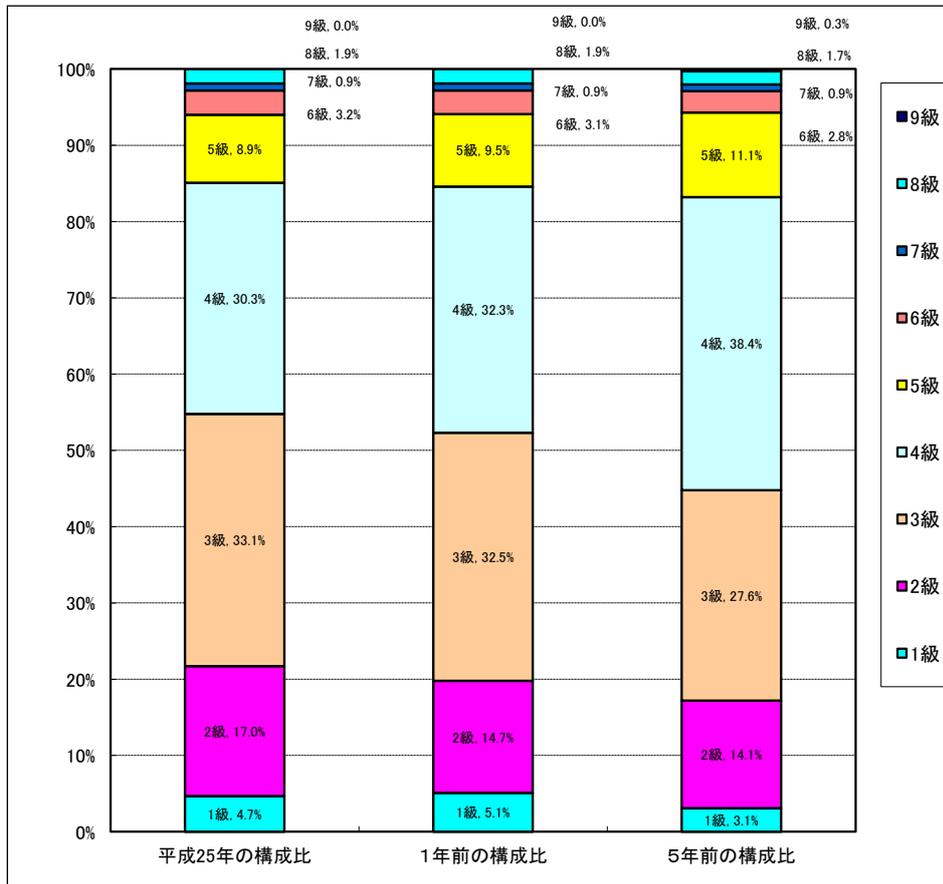
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	294,280円	371,395円	382,114円	422,395円
	高校卒	243,920円	328,323円	334,360円	384,643円
技能労務職		—	306,523円	312,242円	337,045円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8級	部長	33人	1.9%	337,800円	519,500円
7級	統括課長	15人	0.9%	284,500円	461,400円
6級	課長	54人	3.2%	256,400円	447,900円
5級	総括係長	150人	8.9%	229,000円	434,400円
4級	係長	511人	30.3%	219,900円	412,200円
3級	主任主事	557人	33.1%	195,600円	370,800円
2級	係員	286人	17.0%	166,100円	339,800円
1級	係員	79人	4.7%	138,400円	305,800円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 地方公務員給与実態調査による一般行政職を対象とする。



(注) 平成 24 年に 9 級制から 8 級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(A:極めて良好、B:特に良好、C:良好、D:やや良好でない、E:良好でない)評価を実施し、その結果に基づき、昇給号数(6号・5号・4号・3号・昇給なし)を決定。

(1)管理職

103名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が41名(39.8%)、中位(4号昇給)に決定された者が62名(60.2%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が0名(0.0%)であった。

(2)一般職員

1,428名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が465名(32.6%)、中位(4号昇給)に決定された者が958名(67.1%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が5名(0.4%)であった。

(注)1 一般行政職は25年4月1日に昇給した行政職給料表(一)に該当するものであり、休職者等を含まない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,522千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,617千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 平成25年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(最上位・上位・中位・下位・最下位)評価を実施し、その結果に基づき、成績率を決定。

(1)管理職

103名中、最上位・上位(11630/10000～10765/10000)に決定された者が41名(39.8%)、中位(9900/10000)に決定された者が62名(60.2%)、下位・最下位(9700/10000～9400/10000)に決定された者が0名(0.0%)であった。

(2)一般職員

1,428名中、最上位・上位(10990/10000～10231/10000)に決定された者が465名(32.6%)、中位(10000/10000～9970/10000)に決定された者が958名(67.1%)、下位・最下位(9800/10000～9470/10000)に決定された者が5名(0.4%)であった。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	22.33月分	30.83月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	31.33月分	40.41月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.91月分	55.98月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	47.08月分	55.98月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
一人当たり平均支給額	2,635千円	24,167千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。
支給率は平成25年度適用の支給率。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		2,705,423千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		696,197円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	18%	3,894人	18%

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		42,926千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		117,606円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		9.6%		
手当の種類(手当数)		8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	3,770円	日額 170~400円
取締・指導等業務手当	建築課・交通対策課、環境課担当職員	取締・指導業務	296,030円	日額 220~290円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	4,189,680円	日額460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	28,480円	日額 160~700円
放射線業務手当	保健所・保健センター担当職員	エックス線作業	310,170円	日額490円
有害薬物取締手当	衛生試験所担当職員	有害薬物の検査等	211,200円	日額200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	37,161,600円	日額700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供園の教員	非常災害時の緊急業務等	705,510円	日額 1,700~6,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,272,853千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	342千円
支給実績(23年度決算)	1,195,380千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	338千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者を欠く第一子 13,700 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 5,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 5,500 円</p> <p>※満 15 歳に達する最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間の子がいる場合は、4,000 円加算</p>	異なる	<p>(1)配偶者 13,000 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,500 円</p> <p>※16～22 歳の扶養親族である子 1 人につき 5,000 円の加算</p>	244,436 千円	177,826 円
住居手当	<p>【内容】 世帯主(これに準ずる者含む)である職員に支給(公社等居住者除く)</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)扶養親族有 8,800 円</p> <p>(2)扶養親族無 8,300 円</p>	異なる	家賃負担者 最高 27,000 円	223,378 千円	99,212 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として 6 ヶ月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6 ヶ月 ①一般 :2,600～13,000 円 ②障害者 :3,900～24,900 円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1 月当たり支給最高限度額 55,000 円</p>	異なる	(2)交通用具使用者 通勤距離に応じて 2,000～24,500 円	476,326 千円	132,532 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(片道 80 km 以上)を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 20,000 円</p> <p>(2)加算額 3,000～7,000 円(配偶者との住居の距離が 100km 以上の場合に加算)</p>	異なる	配偶者宅との交通距離に応じ、23,000～68,000 円	876 千円	292,000 円

管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 (1)部長 128,600 円 (2)統括課長 105,800 円 (3)課長 91,100 円	異なる	支給金額	153,618 千円	1,172,656 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円	異なる	306,900 円以内を支給	13,211 千円	1,467,917 円
休日給	【内容】 休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		105,456 千円	152,843 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		4,834 千円	95,348 円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務した場合に支給 【支給額】 ・休日、夜間警戒本部に勤務 5 時間未満 4,600 円 5 時間以上 9,200 円 ・上記以外の勤務 5 時間未満 3,200 円 5 時間以上 6,400 円 ※年末年始加算あり	異なる	勤務の態様に応じその勤務 1 回につき、4,200～20,000 円を支給	4,487 千円	47,656 円
管理職特別勤務手当	【内容】 管理職が過休日又は休日に勤務し代休日を取得できない場合に支給 【支給額】 ・部長 6 時間以下 12,000 円 6 時間超 18,000 円 ・課長 6 時間以下 10,000 円 6 時間超 15,000 円	異なる	勤務 1 回につき 6,000～18,000 円を支給。6 時間を超える勤務については、5 割増。	897 千円	43,429 円
義務教育等教員特別手当	【内容】 義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。 【支給額】 職務の級及び号級により 幼稚園 1,120 円～4,150 円 小学校 2,730 円～12,610 円			6,044 千円	38,461 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	区 長	1,112,600円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 区 長	891,400円	1,248,000円 /	964,800円
報 酬	議 長	857,300円	956,000円 /	857,300円
	副 議 長	775,900円	813,000円 /	743,000円
	議 員	596,600円	621,000円 /	584,100円
期 末 手 当	区 長	3.43月分		
	副 区 長	3.43月分		
	議 長	3.43月分		
	副 議 長 議 員	3.43月分 3.43月分		
退 手 職 当	区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 区 長	給料×在職年数×500/100 給料×在職年数×340/100	2,225万円 1,212万円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

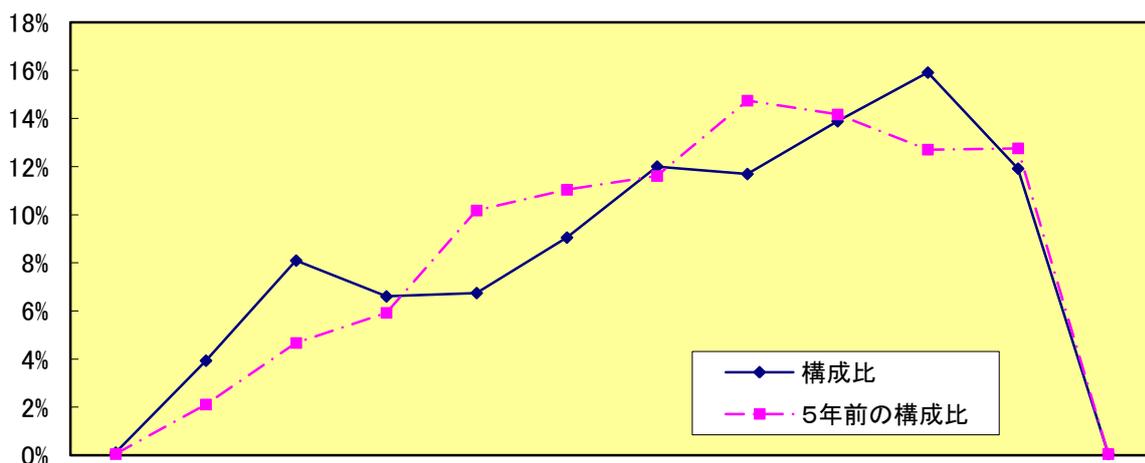
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	16	15	△1	事務の統合による減
		総 務	502	499	△3	施設再編・整備担当の新設などによる増/外国人登録事務の統合、非常勤の活用などによる減
		税 務	111	108	△3	過員解消などによる減
		民 生	1,509	1,496	△13	保育園待機児対策、障害園児対応、子供園新設などによる増/保育園調理業務の委託、衛生部門への事務移管、非常勤の活用などによる減
		衛 生	459	449	△10	民生部門からの事務移管などによる増/業務委託、職員の退職不補充などによる減
		労 働	0	3	3	就労支援担当の新設による増
		農 林 水 産	3	4	1	過員配置による増
		商 工	19	16	△3	事業の休止、非常勤の活用に伴う減
		土 木	338	332	△6	狭あい道路拡幅の推進/都市計画マスタープラン対応の終了、非常勤の活用などによる減
		計	2,957	2,922	△35	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.99人
	教 育 部 門	526	497	△29	学校給食調理・学校警備・学校用務の委託などによる減	
小 計	3,483	3,419	△64	<参考>人口1万人当たり職員数 63.17人		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	そ の 他	140	140	0		
合 計		3,623 [3,649]	3,559 [3,649]	△64 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 65.75人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で、教育長を含み自治法派遣(一部事務組合等派遣)の職員を除く

2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 25 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	4	140	288	235	240	322	427	416	494	566	424	2	3,558

(注) 上記職員数は、教育長を除く

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分		20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
	20年	21年							
一般行政部門	3,041	3,015	2,974	2,939	2,957	2,922	△119(96.1%)		
教育部門	638	601	560	553	526	497	△141(77.9%)		
普通会計部門計	3,679	3,616	3,534	3,492	3,483	3,419	△260(92.9%)		
公営企業等会計計	155	142	144	142	140	140	△15(90.3%)		
総合計	3,834	3,758	3,678	3,634	3,623	3,559	△275(92.8%)		